



日本税理士会連合会  
会長 森 金次郎 殿

平成17年1月12日



5-21-12

電話 03-3354-4162

### 「裁判外紛争解決手続制度創設」に対する意見書

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟に対しまして、深いご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般「裁判外紛争解決手続制度の利用の促進に関する法律」(以下「ADR法」という。)が成立し、12月1日に公布され、いよいよわが国においても裁判外紛争解決手続制度(いわゆるADR。以下「ADR」という。)が創設されました。

現在わが国におきましては、紛争解決手続きといたしまして「自力救済」は認められておりません。紛争解決手続きは裁判手続きのみとされてきました。これはわが国が法治国家であるがゆえ当然のことと思料いたします。しかし、現実の訴訟実態を概観いたしますと訴訟費用の問題、判決までの時間の問題等、必ずしも国民一般のニーズに合致したものとばかりではない実態がありました。このような状況下、紛争解決手続きといたしましてわが国にADRが創設されたことは、国民一般の権利利益の適切な実現から意義のあるものと思料いたします。しかし今後の課題といたしまして、このADRを真に国民一般の権利利益保護のため意義あるものとして運用していく必要があります。そのためには、この制度をより国民の多様な紛争解決ニーズに対応し、裁判以外での紛争の解決を促進するものに拡充・活性化していくように運用していく必要があります。現在ADR代理権の担い手は、原則として法曹専門家である弁護士のみが予定されており、しかし、この制度を拡充・活性化していくためには、弁護士だけでは提供するサービスが不十分な特定の分野の専門的知見に基づいた助言、コスト面等で弁護士への委任が事実上困難な少額・簡易事案での助言が必要であるという社会的ニーズに対応する必要があります。そのため、司法制度改革推進本部は、ADR代理権の担い手として、司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士の活用を検討し、税理士、不動産鑑定士、行政書士については、ADRが実施され、実績などが見極められて将来に改めて検討すべきとしています。また司法制度改革推進本部決定(平成16年11月26日)は、特に税理士を例に出し、「税理士の有する専門知見を租税の関連する民事紛争において手続実施者等の相談者として活用するなど、各隣接法律専門職種が、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続きの利用の

促進に寄与していくことが期待される」としています。すべての民事紛争の場において、権利・義務の確定に伴い「税」の問題が生じることは看過できない事実です。また、すべての経済取引において、「税」の問題が深く関わってくることは、周知の事実です。司法制度改革推進本部のいう「実績」とは、税理士法に定める「税務相談」(税理士法第2条1項3号)という税理士の業務です。税理士が税理士の本来の業務を行うことは税理士として当然のことであり、ADRの場においても本来業務を放棄することは許されません。このことはADR代理権の付与とはまったく別問題です。税理士に与えられた社会的使命を果たす意味においても、まず、貴会こそが、「認証紛争解決事業者」(ADR法第2条4号)として、ADRに関わっていき、税理士が手続実施者等の相談者として活用されるような環境づくりを積極的に行うべきと思料いたします。

さて、平成14年に施行された改正税理士法は、その第2条の2としていわゆる「税理士の出廷陳述権」を新設いたしました。これは税理士に法律家としての素養が認められ、税理士が法律家として認知された結果です。この法律新設の趣旨を十分に尊重して、租税紛争事件に限定せず、すべての民事紛争におけるADRの場において、税理士にADR代理権を付与するべきと思料いたします。税理士に代理権の付与されない制度では、ADR法という「第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続」(ADR法第1条)としてのADRとはかけ離れたものとなります。

貴会におかれましては、非弁護士法律事務の取扱い等の禁止規定(弁護士法第72条)に関わらず、税理士にADR代理権が付与され、税理士会が認証紛争解決事業者とされるべく、司法制度改革推進本部のいう実績作りに積極的に取り組むとともに、税理士法、弁護士法をはじめとした関係諸法令の改正に積極的に働きかけていただきますよう強く要望いたします。

以上

書留・配達記録郵便物受領証(乙)

(差出人の住所氏名) 〒151-0051 東京都渋谷区千駄谷5丁目21番12号 様		代々木リビッド通盤 全国青年税理士連盟		
受取人の氏名	引受番号	郵便料	申出損害要償額	摘要
日本税理士会連合会	528-06-			配達記録 郵便局
会長森金次郎殿	628453	300		

ご注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。  
簡易書留の損害要償額は、8千円を限度とする実額額です。

商業欄：カンシ(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明)の記号  
ナイ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換)  
シ(引受時刻証明)、シマ(配達日指定)